

論 文

後漢の崔寔『四民月令』について

天 野 元 之 助

一、崔寔と『四民月令』の版本

一九六五年八月十日、陝西省武功にある西北農學院の石聲漢教授から、『四民月令校注』（中華書局刊、一三〇ページ）が惠贈された。また先般物故された守屋美都雄博士も、『中國古歲時記の研究』（一九六三年帝國書院刊、二七二～二九四ページ）のなかで、『四民月令輯本』をおさめられ、今日容易にこの書に接する機会が与えられる。

崔寔の略傳

崔寔（シヨク）は、范曄（ヨウ）の『後漢書』卷五十二崔駰・子瑗・孫寔列傳にみられるように、河北省涿郡安平の望族の出であり、祖父の駰、父の瑗も立派な文人（讀書人）で、祖父は班固と時を同じうして「名を齊しうし」、父は馬融・張衡と「特に相友好した」とみえ、崔寔また後輩の蔡邕と名をつらね、「崔・蔡」とよばれたのである。守屋君は一九四二年『國民精神文化』第八卷第十号で、この崔氏の家系と宗族結合を明らかにされ、その後書き直して『中國古歲時記の研究』（一一～一三ページ）に輯めている。

崔寔（崔實とも書く）字は子眞、また元始ともいう。その出生の年について、石聲漢氏は和帝永元十五年（一〇三年）前後と推定、（守屋氏は順帝（一二六～一四四年）のころとせらる）。幼少から典籍を好み、桓帝の初め（一四七年）涿郡から

至孝獨行の士に挙げられたが、就かず。除せられて郎となり、のち大司農羊傳・少府何豹の推挙で議郎を拜し、大將軍梁冀の司馬に遷る。辺韶・延篤らと『東觀漢紀』を著作す。(一五〇年ごろ)

出でて五原太守となる(一五〇年代の中ごろか)。五原(陝西省榆林)の地は、麻稗(アサ)に宜しいが、土地の人は織績することを知らず。冬には衣が無く、細草を積んでその中に臥し、吏を見れば、草を着て出てくる始末。そこで彼は母親の「臨民之政」の教訓にしたがい、儲穀を賣って錢二十餘万を得、〔山西省〕雁門・廣武から織師を迎え、巧みな匠人に紡績・織紵・練緇の具を作らせ、民にその技を教えた。その後、首都洛陽に帰り、議郎を拜し、諸儒博士と五經を禰定す。

時に鮮卑の侵入がしばしばあり、延熹年間(一六三年ごろ)彼は遼東太守を拜し、赴任の途、母劉氏の死にあい、喪に服す。服竟って、召されて尚書を拜す。(一六八〜一六九ごろ)

ところで、父の瑗は、「家貧しくして兄弟同居數十年、郷邑を化した」と、『後漢書』本傳にいうが、賓客を厚遇して家財を残さず。漢安二年(一四三年)死するや、崔寔は亡父の遺言で洛陽に葬り、冢塋を起こし、碑頌を立て、弔いを厚うしたので、田宅を變賣して資産を蕩盡し、「酤釀(酒つくり)・販鬻(しょうばい)を以て業とした。時の人は多く之を譏(そし)ったが、崔寔は終に改めなかった」。すなわち崔家は、名こそ高い名族ではあったが、彼の代には經濟的実体が伴わず、『後漢書』本傳は、「辺郡に歴位して、愈々貧薄、建寧中(三年、即ち一七〇年の上半年)病卒した」ときには、棺槨葬具すら用意できず、友人たちが棺を備えて埋葬した。

以上の記事にみえる年代は、石声漢『四民月令校注』(七九〜八八ページ)に負うところが多い。

さて彼の撰著としては、本傳に「著すところの碑、論、箴、銘、答、七言、詞文、表、記、書、凡そ十五篇」とあるが、ほとんど傳わらず。就中その『政論』(『正論』とも書く、五巻或いは六巻とす)と『四民月令』(一巻)が名高く、

『政論』は「當世の便事数十條を論ずる」ものとして、本傳にも誌され、彼の政治活動の時期——それは桓帝の在位年代(一四七～一六七年)と終始する——に時政に対して訴えた論策で、清の嚴可均の『全後漢文』卷四十六(一～十三葉)崔寔政論に、その佚文が輯録されている。

ちなみに明の瞿祐『居家必備』卷四や陶宗儀・陶珽『重較說郛』局第七十四に漢、崔寔『農家諺』と題して、二十四條を輯録しているが、杜文瀾『古諺諺』(曼陀羅華閣叢書、咸豐・同治間秀水杜氏刊所輯)卷三十七および卷八十五等に、これら二十四條の歌諺を示し、崔寔の『農家諺』の諺語は、〔四つを保留し〕大半みな漢以後に出づ。疑うらくは、後人が諺語を采輯して『四民月令』に因って之を附會す。崔氏の書に非ざるなりと、断じている。

『隋志』に見える『四民月令』

唐の長孫無忌ら奉勅撰『隋書』經籍志子部農家類に、『四人月令』一卷とあり、下に「後漢大尚書崔寔撰」と注記するから、唐の初、隋の皇室の凶書を接収したとき、この書があったことが知られる。

ちなみに『四人月令』とあるのは、唐の太宗李世民の名諱を避けて、「民」を「人」と改めたもの(『旧唐書』經籍志、『新唐書』藝文志の『四人月令』また然り)、また大尚書の官名は、後漢の官制には存しないが、清の錢大昕は『十駕齋養新録』(嘉慶九年刊)卷十(二葉オモテ)大尚書で、洪氏『隸續』(宋の洪适撰)に載った劉寬の碑陰や、祝睦の碑に「大尚書」の文字が見え、尚書僕射が乃ち大尚書であると論証されたから、「後漢大尚書崔寔」で差支えない。しかし彼が大尚書のときに、此の書を撰述したものかどうか。

その著述年代と場所

これについて、故人となった萬國鼎氏は、崔寔は西紀一六三年遼東太守を拜し、赴任の途、母が卒したので、帰って葬った。一六六年服満ち、召されて尚書を拜し、病と称して、免ぜられて帰る。一七〇年病で卒す。書の内容と著者の平生の事跡からみて、一六三年～一七〇年の洛陽家居時期に著述した可能性が大きいとせられる。(中國農業科学院・南京農学院中國農業遺産研究室編著『中國農業史(初稿)』上冊、一九五九年刊、二一五ページ。注一)

萬氏はまた『中國農報』一九六二年三月十日刊の「農史文献簡介 崔寔四民月令」では、「彼は紀元一六六年前後に洛陽でこの書をかいた」とせらる。

之に対し石聲漢教授は、この書は彼が中年のころ洛陽に家居したときに書かれたもので、〔一五〇年〕召されて議郎を拜し、大將軍梁冀の司馬に遷る前のことだとせらる。（『四民月令校注』九三ページ）

すなわち萬・石両君に著作年代に対する異論はあっても、撰述の場所は、ともに河南省洛陽だとしている。それは、本書正月の條「陳根可拔」の注に、「此周維京師之法。其冀州遠郡，各以其寒暑早晏，不拘於此也」とあり。この注は、崔寔自身の筆になるとし、また本書の時令は、だいたい洛陽と符合し、説くところの農事は、主として洛陽一帯に属すると見られたからである。

ちなみに「陳根可拔」は、前漢の氾勝之が関中地区で述べた言葉であり、崔寔は、関中地区を周とし、雒は父の死後、洛陽に留まっていたからであろう。

『四民月令』宋・元の間に亡佚す

この書は、前述した『隋書』經籍志に見え、つづいて後晋の劉昫ら奉勅撰『旧唐書』經籍志、宋の歐陽脩（1007～1072）・宋祁（998～1061）ら奉勅撰『新唐書』藝文志に録され、また李昉（925～996）ら奉勅撰『太平御覽』図書綱目にも崔寔『四民月令』が載り、鄭樵（1102～1160）『通志』藝文略はこれを史部時令類におさめ、朱熹（1130～1200）はこの書を読んで、『朱文公文集』卷四十五（十六葉オモテ）「答楊子直」（庚申閏二月二十七日書。すなわち病卒のちょっと前のもの）のなかで、「四民月令，亦見當時風俗及其治家齊整，即以嚴致平之意推尋也」と書いているから、南宋の後半までであった。（この「答楊子直」は、『中國古歲時記の研究』二一ページに引かる）

ところが、元の脱脱ら奉勅撰『宋史』藝文志以来、その名が見えないので、元が宋の宮廷の図書を接收したときには、この書は亡佚していたものと察せられる。

そこで、明・清から、学者の手でこの書の復元が試みられて来た。

『四民月令』の輯本

下に、私のみたものをあげよう。

- (一) 陶宗儀編・陶珽重輯『說郛』局第六十九所輯 順治三年兩浙督學周南李際期宛委山堂刊
- (二) 任兆麟『心齋十種』第二冊 乾隆五十三年任氏忠敏家塾刊
- (三) 王謨『漢魏遺書鈔』經翼第二冊 嘉慶三年金谿王氏刊 金谿周莫濤校(十一葉)
- (四) 嚴可均『四類堂類集』嘉慶中刊。同『全後漢文』卷四十七 光緒十九年 廣雅書局刊
- (五) 顧懷三『補後漢書藝文志』卷五(『金陵叢書』甲集 民國三年上元蔣氏慎修書屋排印本におさむ)
- (六) 唐鴻學『怡蘭堂叢書』第五冊 民國十一年大関唐氏成都刊
- (七) 守屋美都雄『中國古歲時記の研究——資料復元を中心として——』一九六三年帝國書院刊 四民月令輯本(二七二~二九四ページ)
- (八) 石聲漢『四民月令校注』一九六五年中華書局刊

ところで(一)の『重較說郛』は、僅かに十項目を輯録するだけで、本書の面影も窺えない。

(二)の任兆麟の輯本は、その序によれば、竹垞朱氏〔朱彝尊〕編『經義攷』に、此の書は佚すと雖も、『齊民要術』・『太平御覽』に引くところが特に多いから、拾い集めて書を成し得と謂っているのだから、ここに輯したとし、そのあとに「乾隆戊申〔五十三年〕夏六月西莊老史王鳴盛閱」と見える。なお江珠の跋に、「唯悲吾師下世不及見為憾耳」とあるから、任氏の死後上梓せらる。本文中には、注を入れ、また按語を附しているが、王謨の輯本「序録」にいう如く、「なお遺漏がある」。

そこで(三)の王謨輯本は、『齊民要術』より四十四條、『太平御覽』より十一條、『藝文類聚』より六條、『初学記』より四條、『文選』注より一條、〔宋、吳淑編〕『事類賦』注より一條を鈔出して出来たわけである。(序録、一葉)

ところが嚴可均によれば、「任兆麟・王謨は皆輯本あるも、編次倫せず且つ墨漏多し。王本は又誤って〔唐の孫思邈の〕『齊人月令』を以て、即ち『四民月令』と謂い、而も采るところの『齊民要術』には、今本に無きところのもの六事あり。其の文類せず、未だ何に據れるかを知らず」という。（嚴可均序）

ちなみに王謨が誤って収めた『齊民要術』の六事、および『齊人月令』の四事は、『四民月令校注』——～——三ページに備載されている。

さて四の嚴可均輯本は、はじめに嘉慶甲戌（十九年）の序あり、前述の如く、任・王両氏を評してのち、「余既に崔寔『政論』一卷を輯し、因って此の書に兼及し、遺佚を蒐録して、二百あまりの文を得。……月を逐って章を分ち、十二章とした」とす。すなわち嚴氏は、本文にあっては、遺文に対し異同を示し、出典を明らかにし、また按語を附し、おわりに「附録 王謨本六事俟考」として、王謨が採った「齊民要術」の（今本に其の文無き）六事を掲げている。

ところで、唐鴻学は、嚴氏の輯本は任本・王氏にくらべてやや善いが、「然し其の中には注を誤って正文と為し、正文を誤って注と為すものがあり。又誤って佗書を引いて文に入れ、注に入れているものがある」と評した。そればかりか、本書の原形を推測しうるまでにゆかなかった。

（五）顧懷三の輯本は、これまで言及した人も無いようだが、それはまず隋志・唐志の『四民月令』をあげ、その下に先に掲げた『養新録』〔の大尚書〕に載った全文を「注」で引き、次に〔宋の王應麟〕の『困學紀聞』から朱文公が『四民月令』について述べたところ——これも私が先にふれた——を採り上げ、そして上述した『經義攷』の『四民月令』の佚文は、『齊民要術』や『太平御覽』に引くところが特に多いから、なお拾って書を成すことができるとの文を掲げてのち、『四民月令』の佚文と目されるものを、十七種あまりの文献から、月別に整理もせず、雑然と列挙している。しかもその中には、『通典』から「孫叔敖作期思坡」を引き、〔北魏の崔浩〕『女儀』から「近古女人、常以冬至日進履襪於舅姑、〔踐〕長至之義也」を引くなど、全く理解に苦しむし、本草注や『一切衆經音義』の引文また然り。そればかりか、既に本書の亡佚し

た時期にある明代の書（馮應京『月令広義』・俞宗本『種樹書』・陳耀文『天中記』・楊升菴『古今諺』など）から拾ったものにも、何故これを輯録したのか、その非科学的な態度にふれ、全く棟喜びに終わってしまった。

ところが、月ごとに『四民月令』の文を長々と引く隋の杜臺卿の『玉燭寶典』十二卷（但し巻九を欠く古写本）が、前田尊經閣文庫に珍藏されて来た。たまたま一八八四年黎庶昌が之を手写し、『古逸叢書』之十四（二十八，二十九冊）に輯め、「影舊鈔卷子本玉燭寶典」と題して、光緒十年東京使署で校刊したのである。

その後、一九四三年十月東京目黒区駒場の前田家育徳財団が、所藏の旧鈔卷子本十一巻を影印し（裏面とも）、これまで通りの巻物十一巻を作製、これに吉川幸次郎博士の解題（小冊子）を付して、世に出された。今、此の兩者を対比すると、上記黎民刊本は、原本の写し書き〔“影”〕でも無く、原文に傍書された片假名を省略し、また本文の文字を細字で訂正された所は、すべて正字にして出すなどの細工が施され、守屋君はこれを対校して、なお誤字の存在を指摘されている。

そこで『四民月令』の輯本が、(六)の唐鴻學によって、この『玉燭寶典』を底本とし、『齊民要術』を用いて校補する形で出来上った（唐氏の「札記小序」による）。守屋君の言を借れば、この唐輯本は、これまでの類書の佚文の再編輯という形をとらずに、隋の杜台卿の『玉燭寶典』の各月に引く『四民月令』の文を、殆んどそのまま移写し、それを訂すに『齊民要術』・『北堂書鈔』・『藝文類聚』・『初學記』・『太平御覽』所引の佚条との対比を以てした点である（『中國古歳時記の研究』二二ページ）。これが、石・守屋輯本の出る迄、最良のものとして、私も之を利用し、又私自身で一つの輯本をつくって来た。

その後、(七)の守屋君の輯本を入手。これも、「唐鴻學の輯録の方針を襲」い、「尊經閣所藏古写本『玉燭寶典』に一々當り、且つ依田利用の『玉燭寶典』を參稽したから、唐鴻學本を多少補正し」、「『寶典』所引文の中、『齊民要術』に對應文の存するものは、悉く相互対照を行った。なお西山武一・熊代幸雄二氏の『齊民要術』訳注を參看して句讀、返点を附し、難讀・難解の字

句にはヨミ仮名を添えた。しかし一部解讀できず、白文を掲げて後考に備えた」。また「各月の最後に、諸輯本（任氏本・王氏本・嚴氏本・唐氏本）の異同と題して、諸家の輯録の誤まり」を正している。（『中國古歳時記の研究』二七二ページ）

なお一九六五年四月一日付の氏の私信のなかで、「二八六ページの一行六字目の糶は糶に、二八八ページの五行の糶も糶に改めねばなりませんし、二九〇ページ六行の行間に注18、注19のナンバーを落しておりますことだけ、取敢えずおしらせ申上げます、凡て校正の手落ちでございます」と、私にことわってみえた。

私は、この守屋輯本に強くひかれたが、例えば三月の「具槌持薄籠」を、氏は「槌（ツチ）を具え、薄（スノコ）・籠を持す」と解されたが、槌・持（持は誤り）・薄・籠は、いずれも蚕桑具を表示する語。すなわち蚕薄（サンパク）をのせる柵（これは王禎『農書』農器図譜蚕繰門に図説す）の縦の柱が「槌」、横の柱が「持」であり、「籠」は桑葉を盛るカゴをさす。

同じく三月の「可種稭稻及植禾苴麻胡豆胡麻」にみえる「植」を、うえると讀まれたが、これも「植」ではなく、「種」の字であって、ここは「稭稻及び植禾（早播きのアワ）、苴麻、胡豆、胡麻を種（う）える」と読むべきである。

また六月の條の「至七月七日、當以作麵」の麵は、「麩」に作るべきもの。守屋君も下段でそのことを注されたが、本文で「麵」を出されているのが気にかかる。

さて内の石声漢氏の校注本は、全く我が意をえたもので、その「校注例」（一～六ページ）では、氏の利用文献は、一々版本が明示され、そして正文（二、三七一字）は、『玉燭宝典』に引かれた大字の正文全部と、『齊民要術』に引く大字の大部分をふくみ、現存の『宝典』に欠如する「九月」の條は、『齊民要術』・『藝文類聚』・『太平御覽』から輯出された三節を、各月の体例に依って排列し、また「十一月」では『要術』で正文一節を補い、「六月」では『要術』で正文三字一句を補ったとせらる。

次に旧注に対して、「本注」・「賈注」・「杜注」の三類に分け、「本注」は『宝典』の小字夾注、『要術』の大字・小字から、崔寔自身が注解を加えたと

推定されるものを選択され、「賈注」は『要術』に引かれて『宝典』に見えないものを採り出して、『要術』の撰者賈思勰(カシキョウ)の手になるものと考えられ、ここに輯められる。さらに「杜注」は、『宝典』の小字夾注で『要術』には見えないもの、その大部分は「今案」の二字で始まっている。その中には「反切」の法で音を注したり、また梁・陳・北齊・北周の書籍を引いて解釈したりしていて、『宝典』の撰者杜臺卿がとりあげたものとして、石氏は分類整理され、そこには「主観成分が頗る多い」が、その「估計には、重大な錯誤はないだろう」とし、「旧」注は、『要術』と『宝典』の現存本のなかにある注で、誰が作ったか、確定するすべも無く、暫く崔、賈、杜の三人のやったことと見ておくとせらる。

そればかりか、各種文献に引かれた『四民月令』の「正文」、「本注」および「賈注」などにみられる字句の異同を、「校記」で説明し、「校勘する時には、極力客観的角度から考慮したに拘らず、主観的要素がきまって随時出現する。そこで讀者の批判的なみかたを期待する」と述べ、さらに「正文」・「旧注」のなかで、「疑」わしい字句や「難」しいものには、一々注釈を付された。この^④の部分こそ、石教授の学識の深さを物語るところで、長年に互って研究を累ねられた業績の一端が窺われ、私には啓発されること多大、敬慕の心を一だんと強めるのである。

なお附録一では、「崔寔と四民月令試論」と題し、崔寔の傳に対し綿密な考証が行なわれ、つぎに『四民月令』の著作年代からその流傳につき、更に現存部分に対する検討があり、最後に『四民月令』の農書としての意義をさぐり、そのテーマや体裁を論じ、その具体的内容を興味ふかい一覧表にまとめられ、さすがに此の方面の第一人者の労作である。

なお附録二、三、四、五では、これまでの輯本から本書の検討に必要な文件類を備載されているので、この一本だけでも充分である。そうは云うものの、これが完璧の書だというのではない。石君は、「大よそ南・北宋の間、或いは元代王朝が宋朝の圖書を接收したとき、この書は遺失した」(『校注』九四ペ

ージ)とせられたが、前述の如く南宋の朱熹の書翰に、この書が出てくるので、「南・北宋の間」の文字は除いたがよかろう。

私は先に顧棧三の輯本に対し、酷評したが、その中に『困学紀聞』から「崔寔四民月令，朱文公謂其見當時風俗及其治家整齊，即以嚴致敦本之意」を引いたのを、石氏がみておられたら、上記の誤りを犯されなかつたらう。

なお五月の「是月也，可別種及藍。盡至後二十日止，可蓄麥田」の「盡至後二十日止」を以て、石氏は、下の「可蓄麥田」にかけて讀まれ、**㊦**で疑問の点を表明されたが（『校注』四三～四四ページ），私はこの七字は上の「可別種及藍」にかけてこれまで讀んで来たし、『齊民要術』水稻第十一の末尾の崔寔日の引文にも、「五月可別種及藍，盡夏至後二十日止」とみえる。尤もその時期が、今の七月十日ごろだとすれば、此の文が氣にかかる。

また本書一〇八・一〇九ページの間に挿入された『四民月令内容提要表』のなかの養生采葉の欄に、かなりの省略があるのは、どうしたことか。

現存輯本の完整性について

最後に、現存の『四民月令』は、正文、本注あわせて三、二〇一字、そのうち『玉燭宝典』に見えるものが合計二、九三八字、其餘の二六三字は『齊民要術』から出づとは、石声漢氏も述べられ、この輯本は既述の如く『玉燭宝典』が九月の條を欠如するので、他書から三條補っているが、なお四月・七月・十一月も分量としてやや少なく、今日の輯本が本来の完本（それは一卷とされて来たが）のどれ程の分量にあたるのか、確定もできず。今は、現在のものから此の『四民月令』について、若干の考察をおこなおう。

二、『四民月令』の考察

為政者の「月令」と『四民月令』

『書經』の堯典に、帝堯が「羲・和に命じて、欽んで昊天に若（したが）い、日月星辰を曆象し、敬んで人に時を授く」とあって、曆法を正して民に示し、以て春耕秋収の便をはかったとの觀象授時傳説にみられる如く、中國では天象

物候に拠って暦法を定め、農事の参考に供することが、天子の重要政務とせられ、更にそれに基づいて農業面の政治措置に及ぶといった古記録が残存して来た。すなわち『夏小正』、『逸周書』時訓解、『管子』四時篇・幼官篇、『呂氏春秋』十二紀の各首章、『礼記』月令、『淮南子』時則訓などで、為政者が四時に順って政事を行なうべき準則におよんでいる。

ところが、この崔寔がはじめて「四民」すなわち士農工商といった庶民の準拠すべき「月令」を撰述したことは、注目に値する。尤も「四民」と称するものの、後漢時代の地方豪族を対象として、きまって行なわれる祭祀、宗族の交際、子弟の教育などの月々の行事をはじめ——ここに後漢の「禮教之學」の強い影響力が見出される——有用作物の播種・移植・収穫の適期、養蚕・繅織・染色・裁縫の仕事から、食品の調製・加工・醸造、自生動植物の採集と家庭常備薬の調合、更に農産物その他の糶糶（テキチョウ・買入と賣出）の好期、所持品の保存・屋敷農田の修治等々の事項が、月を逐うて説述せられ、この書を一読すれば、そこには後漢の中葉（西紀二世紀の中頃）、河南省洛陽あたりで、かなりの耕地を有した「士」家が、自ら田荘を営み、多数の子弟・奴客などを擁して、農業・手工業を営み、さらに安く糶し高く糶する商業活動で生活を支える状況が映じ出されている。いま石声漢氏の言をかれれば、これは「農」業と小手「工」業の収入を以て主とし、「商」業収入を輔として、一個の「士」大夫階級の家庭の生活で、「四民」を合せて一つとした「月令」だといえよう。（『校注』八九ページ）

之を要するに、鄭樵が『通志』藝文略で、この書を史部時令類に録し、また『京都大学人文科学研究所漢籍分類目録』（一九六三年刊）もこれに同調し、守屋君も、早くから「歳時記」として、とりあげられた。私も、この見解に賛意を表すが、前述の如く『隋書』経籍志以来、子部農家類のなかに分類され、今日まで古農書の一つとして理解されて来た。北京農業大学の王毓瑚教授は『中國農学書録』（一九六四年改訂 農業出版社刊、一七～一八ページ）で、「この書は「月令」の様式で、年度内に一般人の家で従事する経済活動を列举したもの

で、専ら農事だけを談ずるものではないが、大部分は農業生産と関係がある。これは当然封建的小農経済社会の反映であり、そこで歴来みな農書とみて来た。實際上、それは一般の専ら節序(節氣)を述べる月令の書とは確かにちがっている」とせられる。

因みにこうした月々の農家の営む行事をとりあげた様式の農書は、その後、唐の韓鄂『四時纂要』、北宋の陸泳『吳下田家志』、元の魯明善『農桑衣食撮要』へと継承されて来た。

農事暦としてみた『四民月令』

『四民月令』正月の條にある農事関係の文を抄録すれば、「農事未だ起きず」。「朔(ついたち)から晦(みそか)におよぶまで、竹・漆・桐・梓(キササゲ)・松・柏(コノテガシワ)・雑木等の諸樹を移してよい。ただ果実のなるものは、望(十五日)まででやめる」。注に、「十五日を過ぎると、果実のなりが少ない」とある。「雨水中、地氣が上騰し、土が長じ(ふくれあがって)楸(くい)を冒(おお)い(没し)、陳根(ふるい根株)が抜けるようになると、急いで強土や黒壚(ねばっち)の田を蓄(たがや)す。「春麥・蠶豆(エンドウ)をうえてよいが、二月一ぱいでやめる。瓜・瓠・芥(カラシナ)・葵・鼈(ラッキョウ)・大小葱(夏葱・冬葱(ワケギ))・蓼・蘇(シソ)・牧宿子(モクシュク)及び雑蒜(ニンニク)・芋をうえてよい。鼈・芥を別けてよい。田疇に糞する。「上辛(日)、韭畦の中の枯葉を掃除する。「是の月は、二月一ぱいまで樹の枝を剝(おろ)してよい。「是の月から季夏の終るまで、竹木を伐ってはいけない。必ず蠹蟲を生ずる」。

すなわち此の正月の記事から、農作業のとりあげ方が判るが、まず畑作業の月別表を、次ページに示しておく。

すなわち全文が残っていないので、不十分なのは当然だが、作表して気になることは、播種期があって収穫期の無いのが、少なからず存する。そうした作物は、後に示す「糶(買入)の項に見出されることが多い。すなわち糶(カワムギ)・大小麥は八月に、春麥は一・二月に、植禾(早まきのアワ)は十月、禾

『四民月令』に示す畑作業月別表

種別	農作業	播種	移植	収穫・蓄蔵
正月	強土・黒墟の田を 菑す（たがやす）。 田疇に糞する。 韭畦の枯葉掃除 （上辛の日）。	春麥・蠶豆（二月 まで）。 瓜・瓠・芥・葵・薤 大小葱・蓼・蘇・ 牧宿子・雜蒜・芋。	薤・芥を別ける	
二月	美田・緩土・河渚 の水處（或は小處 につくる）を菑す	植禾・大豆・苴麻 ・胡麻。		
三月	生蠶を封ず（清明 節後十日）。 沙白輕土の田を菑 す。 溝瀆を利す。	瓜（三日の日に）。 秔稻・植禾・苴麻 ・胡豆・胡麻（時 雨が降ってから）。 大豆（桑椹が赤く なってから）。 藍（榆莢が落ちて から）。	小葱。	
四月	艸が茂ると、焼い て灰にする。	生蠶（立夏後、芽 が出ると）。 黍・禾（アワ）大小 豆・胡麻（時雨が 降ってから）。	小葱。	蕪菁・芥・冬葵の 子（種子）を収む。 小蒜の収む（布穀 が鳴いてから）。
五月	麥田を菑す。	胡麻（時雨が降っ てから）。 禾・牡麻（夏至の 先後五日に）。 黍（夏至の先後二 日に）。	稻・藍（夏至後 二十日まで）。	
六月	耘耨を趣（うなが） す。 麥田を菑す。	葵（六日に）。 冬葵（中伏後に）。 蕪菁・冬藍・小蒜。	大葱。	瓠を蓄う。 瓜を蔵す（かこう）。 芥の子を収む（以 上大暑・中伏の後。 七月一ぱい）。
七月	麥田を菑す。	蕪菁・芥・牧宿・大 小葱子・小蒜・胡葱。	薤	韭菁を蔵す。

種別	農作業	播種	移植	収穫・蓄蔵
八月		大小蒜・芥・牧宿。 大小麥（白露節には薄田，秋分には中田，秋分の後十日には美田にうえる）。 麩		瓠を断つ。 韭菁を収む。 葵を乾かす。 豆蠶（わかい豆）を収む。
九月	場圃を治む。			葵の菹（つけもの）を作り，葵を乾かす。 生薑・囊荷を蔵す。
十月			大葱。	禾稼（五穀）を納む。 蕪菁を収む。 瓜を蔵す。 麻を析く。
十一月				
十二月	田器を合耦し，耕牛を養い，田に任ずる者（くわがしら）を選ぶ。			

備考 韭については，正月に「上辛，掃除韭畦中枯葉」とあり，七月に「藏韭菁」（ニラのはな），八月に「収韭菁」とみえ，播種期を欠く。『齊民要術』種韭第二十二は，「二月，七月種」とす。

また『齊民要術』種苜蓿第二十九には，「崔寔曰，七月，八月可種苜蓿」とあり，八月に「種大小蒜・芥」とある石氏輯本に，「牧宿」の二字を私は加えたい。

（晩まきのアワ）は十一月に，黍は八月，秠稻（ウルチイネ）は十一月に，苜蓿（メアサ）・大小豆はいずれも十・十一月に買入れるとしている。この買入期こそ，収穫の直後と想定されるし，上にあげたものは，すべて糧食作物でもあり，市場取引の重要な地位，また農業生産の中心的作物であることを反映する。

ちなみに豌豆（痺豆，エンドウ）・胡豆（豇豆・ササゲ）・胡麻（ゴマ）・藍（蓼

藍・冬藍（大藍）は、「糶」のなかに見出せない。麻も亦然り。おそらく生産も多くはなく、交易の対象としては限られ、自給自足したものであろう。これについては、『中國農學史（初稿）』上冊、二二七ページにも、かく述べている。

『四民月令』に述べる農業

まず麥では、大小麥と麩が出て来、そして春まき（春麥）と秋まき（旋麥——この字は見えない）が区別されて見える。

麩については、注に「大麥之無皮毛者曰麩」とあるが、本草家は「皮のあるオオムギ」として来た。（拙著『中國農業史研究』六〇～六二ページ）

しかも八月の條に、「凡そ大小麥を種（ま）くに、白露節には薄田（やせだ）にまき、秋分には中田に播き、秋分後十日して美田にまくがよい。ただ麩は、早晚一定しない」とある。

禾すなわち華北における作物の大宗たるアワでは、二月・三月にまかれる種禾（はやまきのアワ）と四月・五月の禾すなわち穉禾（おそまきのアワ）が出ておる。

稲では、三月に秬稲すなわち稷（うるちイネ）がうえられ、五月に稲を別かつ（抜いて栽える）ことが見え、これが中國で稲苗移植の最初の記録である。

さらに牧宿（苜宿）・大蒜（ニンニク）・胡麻・胡豆（豇豆・ササゲ）・胡葱（絲葱・回々葱）といった西域・胡地から漢代に傳來した作物がのっている。

ちなみに胡豆は漢・魏ではササゲ、晋ではエンドウ、明ではソラマメを指す（西山武一訳註『齊民要術』上。八〇ページ）。また于景讓氏に「胡豆考」（『生活文化研究』第十三冊、一九六五年一月刊）がある。

また正月・三月に出てくる「瓜」は、菜瓜（越瓜・シロウリ）のほか、黃瓜（キュウリ）すなわち胡瓜（張騫が西域に通じて後傳來したもの）も、はいっている可能性が強いと、萬國鼎氏はいう。（『中國農學史』上。二三〇ページ）

ところで、本書に二十種の蔬菜が出て来るなかに、葱・蒜の類八種、生薑（ショウガ）・藟荷（メウウガ）・蓼・蘇（シソ）の四種、計十二種の葷辛調味類がみえ、かの『史記』貨殖列傳の「千畦の薑・韭、此れ其人皆千戸侯と等しい」や、『漢書』循吏傳に渤海太守龔遂が、農民たちに一人あたり百本の藟（ラッキョウ）・五十本の葱、一畦の韭をうえさせたとの故事と考え合せ、葷辛調味類が古代の蔬菜の中で甚だ重要な地位を占めたと、萬國鼎氏はのべられ

た。（『中國農学史』上。二三〇ページ）

ちなみにあとの八種のうち瓜・瓠・芥（カラシナ）・芋・蕪菁（カブラ）のほか、問題の葵・冬葵は、元の王禎『農書』に「味甘くして無毒。百菜の主，蔬菜の上品」とあり、明の李時珍『本草綱目』は「古人は常食としたが、今はつくる者が少ない」とし、狩谷掖斎は「中國の葵は菜なり。食すべし。日本の阿布比は即ち加茂葵。兩者同じからず」とせらる。なお熊代幸雄譯註『芥民要術』下。三一八ページを併着されたい。

牧宿は、ほんらい牧草だが、春さきの嫩い葉は食卓にのぼり、大豆の嫩葉（豆莢）や榆樹（ニレ）の翅果（み）（榆錢とも言う）が食べられた。また三月の條にある榎（クワのみ）も亦然り。

次に養蚕は、年一度の春蚕が飼育された。すなわち三月「清明節に、蚕妾に命じて蚕室を治め、隙穴を塗り、槌・持・薄・籠を具う」とあって、透間風や鼠等の出入する隙穴を修繕し、蚕室には蚕架（かいこだな。槌と持）を置いて、それに蚕箔をのせ、また桑葉を盛る籠の用意をするところ。續いて「穀雨中、蚕が畢く生ず。乃ち婦子と同（とも）に、以て其の事に歎む。他に務めて以て本業を乱すことなかれ。命に順わざるものあれば、罰して疑い無し」とあって、養蚕期には全家の婦女と子供まで動員して、養蚕に専念すべきことが定められる。

四月「立夏節後、蚕大食す。……蚕、簇に入る。……繭、既に入簇すれば、繰って線（いと）を剖（と）り、機杼（はたとおさ）を具え、經絡（たていとよこいと）を敬（ととの）えることを趣（うなが）す」とあり、その月の末尾には「弊架（くずまわた）を羅す」とみゆ。

六月になると、「女紅に命じて縑縛（絹と紗・穀（ちりめん））を織らせる。」「灰を焼き、青・紺・諸々の雑色に染める。」また「縑縛を収む」と見ゆ。次の七月にも「縑練を収む」とあり、十月には「縑帛・弊架を賣る」と出て来る。

縑練の練は、縛の誤りか、それとも「生」の縛に対し、「熟」・ねった絹の練を指すものか。

なお八月には「涼風、寒を戒め（涼風が寒さの近づくのを伝えるから）、縑帛（しろぎぬ）を練って、采色（いろもの）に染め、綿を撃（さ）き、架を治め、

新〔衣〕を制(つく)って故(ふるぎ)を浣(あら)うことを趣す」とし、また正月には「女紅に命じて布を織ることを趣す」とみゆ。

綿(まわた)は上繭を裂いて作り、絮(くずまわた)は屑繭を治めてつくる。

それから果樹・竹木では、正月にいろいろの竹木を移すがよい。ただ果樹だけは、「望」即ち十五日までに行ない、「十五日を過ぎると、実が少なくなる」と注している。また正月・二月に「樹枝を剝(修剪)するがよい」。正月から六月(季夏)までは「竹木を伐ってはならない。必ず蠹虫(きくいむし)を生ずる」とし、十一月に「竹木を伐る」とする。なお二月から三月までに「樹枝を掩する」。すなわち注に、下枝を土中に埋めて、根を出させ、二年以上して、移植するとの「とり木」の法が出て来る。

更に二月、榆莢の青いのを収め、乾かして旨蓄とする(少し蒸してから曝し、冬至になって酒に醸すと注す)。また榆莢の色が白く変じ、落ちる所に収めて齧齧(榆齧)にするのと、四月に「棗の糝(ほしいい)(棗をかかわかした点心)を作って賓客に接待する」と見え、七月に「柏の実を収む」とある。竹は北方では竹筍が少ない性か、之を食べると言っていない。

次に家畜は、五月に「馬を養う」、十一月に「白犬を買って之を養い、以て祖禰に供える」とあり、十二月には「猪(ぶた)を殺し、……羊を殺す」。「耕牛を養う」。「猪の盞車骨(頭蓋骨)を去り、……東門に白鶏の頭を磔(はりつけ)にする」と述べるから、所謂六畜が飼育されている。

戦國時、孟子の言(梁惠王上)では、狗が食用の列におかれていたが、この『四民月令』では、祭祀の用に供せられる。

そして飼料として、正月・七月・八月に牧宿(ムラサキウマゴヤシ)をまくとし、その嫩苗は食べられるが、伸びれば馬の好個の餌となる。

『齊民要術』種苜蓿第二十九には、「一年に三刈」、しかも多年性だから、「種えれば、一勞永逸だ」とす。

また五月・七月・八月に「芟芻(また芻莖につくる)を刈るとあって、野草を刈って飼料とした。なお五月に「日至の後、薶麩(ふすま・あらぬか)を糶し、曝し

乾かし、罌の中に置き、密封して塗り（泥で塗る）……、冬になって馬を養う」とある。も一つ八月の「断瓠作蓄」（瓠（ふくべ）を断（わ）って蓄瓠（かんびょう）を作る）の注に、「瓠中の實（白い膚實（わた））は、以て豚を養って肥（ふと）らせ、其の瓣は、以て燭にして明りをとる」とあって、瓠の利用法を説いて妙。

なお燭といえは、三月にまく「苴麻」は、その注に「苴麻（メアサ）は、子（たね）が黒く、又充実して重い。搗（つ）き治めて燭に作る」とある。

『四民月令』に見える後漢の豪族生活

私は、この書に後漢の豪族—官僚地主の社会生活や経済活動が描き出されているのに、興味をもつ。茲に云う豪族とは、漢代の文献に□氏の名で誌され、彼ら一族が家ごとに経済的に独立しつつ、——勿論「數世同居」は善行とされ、『後漢書』崔駰・子瑗・孫寔列傳にも、「瑗が家貧しくして、兄弟同居数十年、郷邑が化せられた」とあるが、恐らく珍らしいと見られたのであろう、——一地区に聚住して、同族の結合を強めると共に、他の大姓と婚姻・交友関係をもち、又その下に客や奴婢をもち、而も後漢末には君権の凋落・治安の不靖もあって、豪族は營塹・塙壁を築き、五兵を繕い、戰射を習い、地方勢力を確立して来た。すなわち其の武装組織として、家兵・部曲をもち、また賓客・門生（募勢投拜者）・故吏（もとの屬吏）等を外郭に擁して、大きな富力と郷党を壓する実力をもつ門閥士族を形成していった。

われわれは『後漢書』卷三十二樊宏傳、卷二十四馬援傳、卷三十三馮翊傳、卷七十荀彧傳、卷七十七李章傳などから、それを窺うことができよう。また私は、「漢代豪族の大土地経営試論」を『瀧川〔政次郎〕博士還暦記念論集(1)』一九五七年刊にのせたが、宇都宮清吉博士の「漢代の豪族」『歴史教育』第九巻第四号（一九六一年刊）、聯陞教授の「東漢的豪族」『清華學報』第十一巻第四期（一九三六年刊）の一讀をすすめた。

こうした豪族の據って立つ基盤は、やはり大土地所有にあり。かれらの富力を利用して、商業・利貸を行ない、そのためには彼らの駆使下におかれる貧苦の農民たちが、その周辺に無数に造出されていた。その一つの形態が「徒附」だと、私はみている。

ここに問題とする崔寔が、時政を論じた『政論』で、当時の豪族支配の状況を、下の如く傳えた。曰く、「上戸は鉅億の貲（ざいさん）を累ね、戸地は封君の土に侔（ひと）しい。苞苴（わいろ）を行なつて、以て執政を乱し、劔客を養つて、以て黔首（庶民）を威（おど）し、不辜（罪なきもの）を専殺して、市に死する子無しと号する。生死の奉は、多く人主に擬す。

故に下戸は踣躪して、足の跣（ふ）むところ無く（少しの土地ももたず）、乃ち父子は首を低くして、富家に奴事し、躬ら妻孥を帥いて、これが為に服役する。故に富者は席餘つて日に熾んに（ぜいたく三昧ができ）、貧者は蹶（ふ）むこと短くして歳ごとに蹶する（逼塞する）。歴代虜となり、なお衣食に贍わず（不足し）、生きて終身の勤めあり、死して暴骨の憂いあり。歳少しく登（みの）らざれば、溝壑に流離し、妻を嫁し子を賣る。その心を傷め、臓を腐らせ、人生の楽みを失う所以は、蓋し勝（あ）げて陳（の）ぶべからず」と。（『全後漢文』巻四六の第十葉。崔寔政論）

因みに自然災害といえば、後漢末の四帝（安・順・桓・靈帝）八一年間に、水二九、旱一九、蝗一四、風一一、雹一一、地震二一、疾病四、計一〇九の災害が計上される。（陳高備編『中国歴代天災人禍表』暨南大学叢書之一、一九三九年刊、巻一）

尤も『四民月令』には、上記『政論』にみるようなきびしい発言は見られず、豪族の田荘での営みが、坦々と語られている。

まず豪族の権勢の基礎となる武装について、二月には「陽に順（したが）つて射を習い、以て不虞に備え」、三月には「門戸を繕習し、守備を厳にして、以て春飢の艸竊の寇を禦ぎ」、九月には「五兵を繕い、戰射を習い、以て寒凍窮厄（窮厄のやから）の寇に備う」とあって、守戦の用意と訓練のことが、出て来る。

当時の武器として、「五兵」すなわち弓矢・安・矛・戈・戟の五種が整えられ、とりわけ弓箭について、五月に「角（つの）の弓弩を弛（ゆる）め、其の徽絃（つる）を解き、竹木の弓弩を張り、絃を弛め、灰を以て……箭の羽を藏う」とし、八月に「涼燥を得て、角の弓弩を出して修繕し、檠（弓矯めの器）で正し、徽絃を縛し、遂に以て（いよいよ）射を習う。竹木の弓弧を弛める。（弧は木弓）」として

いる。

ところで、かれら豪族の經濟活動は、自己の田莊内での自給自足を誇りとし（『後漢書』卷三二樊宏傳）、庶民相手の商行為を「末作」と称して之を耻ぢた。従って名望出身の崔寔が、「窮困に困って、醗醸・販鬻を以て業としたので、時人が多く此を以て譏ったが、寔は終に改めなかった」との『後漢書』本傳の記載に注目したい。

『四民月令』には、前述の如くその耕地には、黍・粟・麥・稻から豆類といった糧食を主体とした生産計画がうかがわれ、十二月の行事に「遂に田器を合耦（組合わせ修理）し、耕牛を養い、田に任ずる者（田がしら）を選んで以て農事の起こるを俟つ」とあって、田駿を選び、若い男たちを動員して農作業にあたらせ、その間、三月には「蚕・農なお閑、溝瀆を利くし（みぞをさらえ）、牆屋を葺いて、以て雨を待つ。」九月には「場圃を治め、囷倉を塗り、竇窖（あなぐら）を修む。」十月には「垣牆を培築し、向（北まど）を塞（ふさ）ぎ、戸を墻（ぬ）る」仕事も課せられる。

いっぽう衣料のために、麻類の栽培と春蚕飼育のことが見られ、家内仕事として布帛の織造から染上げ、

そのため藍、地黄（ジオウ）・茜草（アカネ）などをつくり、青や紺や色染をした。

また「綿を撃き、絮を治め、新〔衣〕を製し」（八月）、「麻を析（さ）いて……白履（あさぐつ）・不借（また不借につくる。わらぐつ）を作り」（十月）、更に八月に賤くて好い韋履（鞆でつくったぐつ）の「豫買」もする。

そのほか、二月には「縫人に命じて、冬衣を浣（あら）い、複（なかのきれ）を徹（はづ）して袷にし、あまりぎれが出れば、秋の服をつくる」とし、七月には「袷（あわせ）・薄（ひとえ）を作って、始涼に備える」とある。

そのために、「蚕妾」・「女紵」・「縫人」といったその仕事にあたる婦女もあり、養蚕や七月七日の「経書や衣裳（裘にもつくる）」の蟲干しには、家中のものが動員された。

さらに酒・酢・醤の醸造のことが大きく出て来る。その麴は、小麥麴で、七月の條に「七月四日、命じて麴室を治め、薄・持・槌を具う」とあるから、麴室に蚕架のようなたなをつくって箔をならべ、小麥麴をつくるのであって、六月の條には「この月の二十日に、小麥を搗き擇んで礎(うす)でひき、二十八日になって漉(こ)ねて、寝臥(ねか)して、七月七日になって麴(もちこうじ)にする」と。

なお七月四日に「浄艾(ヨモギ)を取り、六日に五穀・磨具を饌治し、七日遂に麴を作る」とみゆ。これらに関しては、熊代幸雄博士の『譯註齊民要術』下、一九五九年農業総合研究所刊、二九二～三〇三ページの「餅麴による醸造の方式」を参考にされたい。

上文の寝臥について、石声漢氏は「寝」は「浸」の字で、「臥」の字は『齊民要術』の中でよく用いられる「保温」の意味がある。即ち水で浸溼し保温して麴を作るのだと解釈されている。(『四民月令校注』五三ページ)

この麴でもって、春酒(正月)・冬酒(十月)を醸すし、正月の屠蘇酒の役をなす「椒柏酒」もつくる。

椒柏酒について、石氏は、恐らく椒花と柏葉をもって、同時に酒のなかで泡だたせ、一種の香味をもった緑色の浸液になった薬酒であろうとせらる。(『四民月令校注』三～四ページ)

また五月五日に酢を作るし、それから種々の醤(ひしお)すなわち末都・魚醤・肉醤・清醤・齏醢(ボウトウ、榆醤)・鯛子醤(ライ魚のひしお)・醢醤(しおから)をつくり、だいたい自家用に供されるが、大世帯のこととて、麴をつくる量も相当多く、「麴室」が出てくるし、「典饋」といった専門職につくらせている。

この醤は、正月の「上旬に豆を煎り、中旬(また中の庚(かのえ)につくる)に之を煮、豆を砕いて「末都」を作る」とし、また八月にも「末都」を作るとみゆ。石氏は「末都の二字は、讀音が齏醢と極めて近いから、末都は榆子醤(ニレの実のひしお)であろう」とせらる。(『齊民要術今訳』第三冊、五三三ページ)

醤については、熊代『譯註齊民要術』下、七〇～八五ページの「醤を作る法」を併看されたい。

こうした食品のほか、先述の二十種あまりの蔬菜や穀物・肉類の加工・調理

や貯蔵の措置も、いろいろと出て来る。例えば棗糲(四月)・麥糲(ほしひ)(五月)・乾糲(かれいい)(七月)・脯腊(ほしにく)(十月)・乾葵(九月)、さらに蓄瓠(かんぴょう)(六月, 八月)・藏瓜(うりづけ)(六月, 十月)や葵菹(しおづけ)がみえ、まだ蔗糖の無いこの時代に、十月結氷前に「涼飴を作り、暴飴を煮る」ことを挙げている。

これらについて、熊代『齊民要術』下、三一三～三二二ページの「生菜・果実類の加工・調理」を併看されたい。

なお一つ本書で心をひかれるのは、病気に対処して、常備薬を用意するため、薬草をうえ、また採集し、有用動物をとって、種々の薬を調合する記事で、それだけで一七五字(全文中の七・四%)に及んでいる。

薬材——地黄〔根〕(二月にうえている)・桃花・茜の根・栝樓の根・土瓜(王瓜)の根・烏頭(ウズ)・天雄・天門冬〔根〕・?〔根〕・柏の實・車前の實・王不留行・菊花・枳の實・艾〔葉〕・烏韭・瞿麥(カラナデシコ又はカワラナデシコ)・柳絮(傷口の痛み止め)・亭歷の子(イヌナヅナのたね)・冬葵の子・苳若の子(ハシリドコロ)・蔥耳(オナモミ)。

備考 顧観光重輯『神農本草經』には、艾を除いてすべて出ているし、岡西為人博士重輯・唐の蘇敬ら撰『新修本草』には、全部挙げられている。

白犬の骨及び肝血、豚の蓋車骨(頭蓋骨)、白鷄の頭、牛の膽、蟾諸(ヒキガエル)、東行する螻蛄(ケラ)。

成薬——諸々の膏・諸々の日煎薬・法薬・小草續命丸・馬舌下散・下痢止めの黄連丸・霍乱丸・創薬(きずぐすり)・薬丸(また藍丸につくる)・蜀漆丸・少小薬(子供の病をなおす薬)

ちなみに「蔥耳」については、杜台卿『玉燭宝典』注に「蔥耳、胡蔥子、可作燭」とある。蔥耳は、蔥耳に作る。

以上、私は本書を通じて後漢の豪族の田荘での生産面に、注目したが、当時の生産力の低さ(一人あたりの労働生産性の低小さ)を考慮すれば、そこに蓄富の重要根源としての商業活動がある。尤も庶民相手の商行為(糶糶・貰貸)は、「末作」として賤められたが、当時の貨幣経済のかなりの発展段階——後漢の

百官の受奉は、半銭半穀であった——では、多くの奢侈的な家人をもち、奴婢・部曲に及ぶ豪族の人口を賄うためには、事実それ〔末作〕が行なわれており、本書の各月の末尾に糶・糶（収買・出賣）品目が述べられている。

『四民月令』に示す糶糶月別表

種 別	糶（収，買）	糶
二 月	薪炭（を収む）	粟・黍・大小豆・麻子・麥
三 月	布	黍
四 月	麩・大麥・弊絮（ふるわた）	
五 月	麩・大小麥・麩類（ふすま）・弊絮・布帛	大小豆，胡麻
六 月	麩・小麥・縑綹	大豆
七 月	麥・縑練	小・大豆
八 月	黍 賤くて好い韋履（の豫買）	種麥
九 月	（欠文）	（欠文）
十 月	粟・大小豆・麻子 栝樓（を収む）	縑帛・弊絮
十 一 月	秬稻・粟米・小豆・麻子 白犬	

由是觀之，正月と十二月に糶糶の記載を見ないが，その対象となった薪炭・韋履・栝樓・麩類・秬稻のごときは，自家でつくらぬか，又つくっても少なくとも，之を必要としたものであろう。

なお八月の條に賤くて好い韋履の「預買」の記事に，私はひかれる。預買の事實は，おそらく此の韋履だけのことで無かろう。

次に三月布を買うとある。布は，麻布を主としたもの。もちろん原料麻はうえられ，布にも織っている。それでもなお足らず，布を買ったとは，考えたくない。糧食と共に一般庶民の着た麻布が，すなわち利殖の対象となったはず。本書に闕文のある「九月」に，布を賣る記載があったにちがいないと，私

は考える。故人になった萬國鼎君も、かく考えられたようだ。（『中國農学史（初稿）』上、二三三ページ）

ところで、買入れて賣出しているものに、粟・黍・麥・大小豆・麻子とともに、縑・紵・弊絮があり、それも糧食作物は收穫期に買入れ、おそらく庶民の不足を覚える時期から賣出している。かの弊絮が四月に買入れ、寒さに向う十月に賣出されるところに、明瞭にその貨殖行為が出ている。

ちなみに麩・大小麥の買入があって、賣出は麥・種麥となっているが、その麥は麩・大小麥とみてよからう。

ところでこれと密接な関係の「利貸」のことは、本書の表面に出していない。

例えば『後漢書』卷二八上 桓譚傳には、「今、富商大賈、多く錢貨を放し、中家の子弟は之に保役せらる」とある。

さらに本書に語る宗族の親睦・扶助・教育などの面に触れねばならない。すなわち古い宗族共同体から家が分化し、それぞれ経済的にも独立化した時代に、同族的結合の強化に重要な役割をはたす一つに、祖先祭祀のあつまりがある。そこには墓參も包括される。

二月と八月の社日に、春秋の墓祭が執行され、夏至と冬至には暑さ寒さの関係で家で祭っている。

いったい崔寔の時代といえ、**「礼教の學」**が進歩発展した際とて、本書各月のはじめに先ず**「祭祀」**の礼がしるされておる。とりわけ先祖のお祭りは、一年内に十近くみられるが、なかには他の祭りに兼ねてお供えする程度のものもある。しかし正月元日の行事は、誠に盛大で、「躬ら妻孥（妻子）を率い、祖禰（死んだ父祖）を絮祀するが、その三日前から家長と執事が致齋（齋戒）し、祀る日には酒を進めて神を降し、畢って家室の尊卑、小と無く大と無く、席順に先祖の前に列坐し、子・婦・孫・曾は、みな椒酒（椒柏酒）を家長に上まつる。觴（さかづき）をあげて長寿をことほぎ、欣々如たり」とある。そして「君・師・故将・宗人・父兄・父友・友・親・郷党の耆老に謁賀する」とある。また十一月の冬至の日にも、「玄冥」（水神）をまつると共に、「祖禰」に黍・豚を薦め、それから尊長に酒を進め、正月の時のように君師・耆老に謁

賀する。さらに十二月の臘祭には、稲・雁を薦め、それに先立って豚を殺し、羊を殺し、齊・饌・掃・滌して、先祖を祀り、翌日の「小新歳」には、酒を進めて神を降す。そして尊長に酒を進め、君師・耆老を賀す。その翌日が「蒸祭」で、祀りをする。これが畢れば、「宗親・婚姻・賓旅を請召して、講好和禮、以て恩紀を篤うす。農を休め、役を息（や）め、恵が必ず下に洽（うるお）うようにする」とある。

また同族の結合・繁盛を約束する方途として、族内における階級分化と関連し、一族中の困窮者に対する贍給のことが出て来る。すなわち三月「冬穀が盡きるあり、榘（桑の実）・麥が未だ熟せず。乃ち陽に順（したが）って徳を布き、匱乏（貧乏人）を振贍（救済）す。務めて九族を先にし、親しき者より始める」とし、九月には「九族の孤寡老病の自存できぬ者を存問し（安否をたづね）、厚い服・餘った衣を与えて、その寒さから救う。」十月「五穀がすでに登熟し、家には蓄積があり。そこで時令に順って喪紀（喪葬のしきたり）を敕（ただ）し、同宗内で貧しくて死亡既に久しく、而も葬式の営めない者には、宗人を糾合して、一緒になってしてやる。（その際）親疏と貧富の程度で差をつけ、公平に費用をあつめ、分限を踰み越えないようにする。卒先して自ら竭（つく）し、随わざる者（手伝わぬ連中）をひっぱってゆく」としている。

最後に「士」（讀書人）の家として、子弟の教育のことが見える。正月「農事未だ起らず、成童以上（十五～二十才）に命じ大學に入れて五經を學ばせ、研（すずり）の凍（こおり）がとければ、幼童（九～十四才）に命じ小學に入れて篇章（六甲・九九・急就・三倉の類をいう）を學ばせる」とある。

また八月「暑さが少し退けば、幼童に命じて小学に入れ、十月「農事畢れば、成童以上に命じて大学に入れ」、十一月「研の水が凍れば、幼童に命じて孝經・論語の篇章を読むべく小学に入れる」とある。

なお本書に、春分中（雷がなる前後）・夏至・冬至の前後各五日間、夫婦の同衾を禁じたり、冠子（元服）・結婚・祭祀に吉日を筮で擇んだり、菓の配合や酒麴をつくるに際し「日宜」に行なう等、陰陽家の「宜忌」が一般家庭に見出される点、ここにも出て来る。

終りにその昔、楊聯陞君が『食貨半月刊』第一卷第六期（民國二四年二月十六日刊，八～一一ページ）に発表された「從四民月令所見到的漢代家族的生産」なる好論文をあげておきたい。

以上私は、本書を二つの視点から考察して来た。すなわち『四民月令』一卷は、単なる農家曆といったものではなく、その時代の豪族の生産・生活が広い範囲で採り上げられ、まさに後漢の世にみられる官僚地主の社会生活をさぐる好個の歴史文献として、その活用を俟つべきものであろう。這般、鑄方貞亮博士の還曆を祝うに際し、ともに東洋の農業史を学ぶ者として、謹んでこの小論をおくりたい。

（一九六六年秋）